

日本卸電力取引所の係数の算出方法について

1. 基本的考え方

- 日本卸電力取引所の係数は、取引所で約定された事業者の事業者別の基礎排出係数を約定した電力量(以下「約定電力量」という。)に応じて加重平均することによりこれを算出する。

$$\text{取引所の係数} = \sum \left\{ \text{事業者別の基礎排出係数} \times \left(\frac{\text{事業者の年間約定電力量}}{\sum \text{事業者の年間約定電力量}} \right) \right\}$$

- 日本卸電力取引所の係数は、電気事業者が事業者別の基礎排出係数を算出する年度(係数算出対象年度)の前年度の実績を用いてこれを算出する。

※ 例えば、特定排出者が平成28年度排出量を算定するに当たっては、平成27年度の事業者別の基礎排出係数を使用することになるが、当該係数を算出するために使用される卸電力取引所の係数は、平成26年度の事業者別の基礎排出係数及び事業者別の約定電力量に基づき算出される。

- 小売電気事業者が卸電力取引市場において同一の30分の時間帯における取引を行った際の自社電力の買戻しに相当する電力量の基礎二酸化炭素排出量は、当該電気事業者の事業者別の基礎排出係数又は自社の買戻しに相当する燃料使用量等を用いることとする。

この場合において、日本卸電力取引所の係数は、取引所で約定された電力量の差分(売り約定量－買戻し約定量)に基づき算出する。

- 地域間連系線を利用したエリアを跨ぐ取引を行う場合において、売入札側と買入札側が電源を特定した契約に基づいた取引を行っており、両者が日本卸電力取引所において通常の取引とは別のユーザーIDを取得し当該契約に基づく取引の約定量が確認されるときは、買入札側の小売電気事業者は、当該取引により調達した電気の排出係数を当該契約に基づき特定した電源(又は電源構成)の排出係数とすることができる。なお、当該取引に係る約定量は、取引所の係数の算出には含めないものとする。

2. 算出に係る諸元について

(1) 事業者別の基礎排出係数

ア 国が事業者別の基礎排出係数を公表している電気事業者で、取引所販売を、発電所を明確にして行っている場合

事業者別の約定電力量に応じた加重平均値を使用。

(加重平均値は電気事業者が以下の数式により算出し、内訳とともに表6の2に記載し、取引所に提出する。取引所は、内訳を確認したうえ加重平均値を使用する。)

$$\text{取引所販売に係る係数} = \sum \left\{ \begin{array}{l} \text{取引所販売に係る} \\ \text{発電所の基礎排出係数} \end{array} \times \left(\frac{\text{取引所販売に係る発電所の年間約定電力量}}{\sum \text{取引所販売に係る発電所の年間約定電力量}} \right) \right\}$$

(注)

通達本文2.(2)イ記載の方法により算定した基礎二酸化炭素排出量に係る基礎排出係数は表6記載の係数を使用し、通達本文2.(1)及び(2)記載の方法により算定した基礎二酸化炭素排出量に係る基礎排出係数は表1～4記載の基礎二酸化炭素排出量のうち取引所販売に係る発電所の排出量を当該発電所の発電電力量又は当該発電所からの受電電力量で除して算出した係数を使用する。

イ 国が事業者別の基礎排出係数を公表している電気事業者で、取引所販売を、発電所を明確せずに行っている場合

公表された事業者別の基礎排出係数を使用。

ウ 国が事業者別の基礎排出係数を公表していない場合(発電者を含む。)

取引所で約定した事業者に対して今般設定された算出方法に従い算出された当該約定電力量に係る事業者別の基礎排出係数の提供を求め、これを使用する。

(2) 約定電力量

約定電力量は、当該事業者が1年間に約定したスポット市場、時間前取引市場および先渡市場の電力量を合算し、分散型・グリーン売電市場の約定電力量は含めない。